



福岡県医発第 746 号 (地)
令和元年 6 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

チサゲンレクルユーセル製剤 (キムリア点滴静注) に係る
「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の
一部改正について

チサゲンレクルユーセル製剤 (キムリア点滴静注) については、薬価基準の一部改正に伴う留意事項及び「最適使用推進ガイドライン」の策定とそれに基づく保険適用上の留意事項等が示されたところであります。(令和元年 6 月 12 日付け福岡県医発第 744 号(地)及び同日付け福岡県医発第 745 号(地)をご参照下さい。)

今般、本製品に係る手技について、添付のとおり「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正が示された旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

(添付資料)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

(令和元年. 5. 21 保医発 0521 第 6 号 厚生労働省保険局医療課長通知)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 258 号（保 52）
令和元年 6 月 5 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

チサゲンレクルユーセル製剤（キムリア点滴静注）に係る「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

チサゲンレクルユーセル製剤（キムリア点滴静注）については、薬価基準の一部改正に伴う留意事項及び「最適使用推進ガイドライン」の策定とそれに基づく保険適用上の留意事項等が示されたところです。（令和元年 6 月 5 日付け日医発第 256 号及び同日付け日医発第 257 号をご参照下さい。）

本製品に係る手技について、添付の通り「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正が示されましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

（添付資料）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

（令和元年．5．21 保医発 0521 第 6 号 厚生労働省保険局医療課長通知）

保医発 0521 第 6 号
令和元年 5 月 21 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和元年 5 月 22 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 第 2 章第 10 部第 2 節 K 9 2 1 を次のように改める。

K 9 2 1 造血幹細胞採取

区分番号「K 9 2 1」造血幹細胞採取の自家移植を行う場合は、区分番号「K 9 2 2」造血幹細胞移植を行わなかった場合においても算定できる。また、区分番号「K 9 2 1」造血幹細胞採取の同種移植を行う場合は、区分番号「K 9 2 2」造血幹細胞移植の同種移植を算定した場合に限り算定できる。

ヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者に対して造血幹細胞採取を行う場合は、区分番号「K 9 2 1」造血幹細胞採取（一連につき）の「1」骨髄採取の「ロ」自家移植の場合により算定する。

チサゲンレクルユーセルの投与を予定している患者に対して末梢血単核球の採取を行う場合は、区分番号「K 9 2 1」造血幹細胞採取（一連につき）の「2」末梢血幹細胞採取の「ロ」自家移植の場合の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。

なお、骨髄の採取に係る当該骨髄穿刺を行った場合は、区分番号「D 4 0 4」骨髄穿刺及び区分番号「J 0 1 1」骨髄穿刺の所定点数を別に算定できない。

2 別添1第2章第10部第2節K 9 2 2に次のように加える。

- (10) チサゲンレクルユーセルの投与を行う場合は、区分番号「K 9 2 2」造血幹細胞移植の「2」末梢血幹細胞移植の「ロ」自家移植の場合の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。なお、この場合には「注」9に定める規定は適用しない。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 2 章 特掲診療料 第 10 部 手術 第 2 節 輸血料 K 9 2 1 造血幹細胞採取 <u>区分番号「K 9 2 1」造血幹細胞採取の自家移植を行う場合は、区分番号「K 9 2 2」造血幹細胞移植を行わなかった場合においても算定できる。また、区分番号「K 9 2 1」造血幹細胞採取の同種移植を行う場合は、区分番号「K 9 2 2」造血幹細胞移植の同種移植を算定した場合に限り算定できる。</u> <u>ヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者に対して造血幹細胞採取を行う場合は、区分番号「K 9 2 1」造血幹細胞採取（一連につき）の「1」骨髄採取の「ロ」自家移植の場合により算定する。</u> <u>チサゲンレクルユーセルの投与を予定している患者に対して末梢血単核球の採取を行う場合は、区分番号「K 9 2 1」造血幹細胞採取（一連につき）の「2」末梢血幹細胞採取の「ロ」自家移植の場合の所定点数を準用して患者 1 人につき 1 回に限り算定する。</u> <u>なお、骨髄の採取に係る当該骨髄穿刺を行った場合は、区分番号「D 4 0 4」骨髄穿刺及び区分番号「J 0 1 1」骨髄穿刺の所定点数を別に算定できない。</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 2 章 特掲診療料 第 10 部 手術 第 2 節 輸血料 K 9 2 1 造血幹細胞採取 <u>区分番号「K 9 2 1」造血幹細胞採取の自家移植を行う場合は、区分番号「K 9 2 2」造血幹細胞移植を行わなかった場合においても算定できる。また、区分番号「K 9 2 1」造血幹細胞採取の同種移植を行う場合は、区分番号「K 9 2 2」造血幹細胞移植の同種移植を算定した場合に限り算定できる。また、ヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者に対して造血幹細胞採取を行う場合は、「1」骨髄採取の「ロ」自家移植の場合により算定する。</u> <u>なお、骨髄の採取に係る当該骨髄穿刺を行った場合は、区分番号「D 4 0 4」骨髄穿刺及び区分番号「J 0 1 1」骨髄穿刺の所定点数を別に算定できない。</u>

K 9 2 2 造血幹細胞移植 (1)～(9) (略) (10) <u>チサゲンレクルユーセルの投与を行う場合は、区分番号「K 9 2 2」造血幹細胞移植の「2」末梢血幹細胞移植の「ロ」自家移植の場合の所定点数を準用して患者 1 人につき 1 回に限り算定する。なお、この場合には「注」9 に定める規定は適用しない。</u>	K 9 2 2 造血幹細胞移植 (1)～(9) (略) (新設)
---	---